

よくある質問（制度の概要）

Q. 保育園、認定こども園を利用していますが無償化について手続きが必要ですか。

A. 無償化の対象となる方について、保育料の無償化に係る手続きは不要です。給食費の免除についても同様に手続きは不要です。

Q. 3～5歳児クラスに通う上の子どもが無償化となった場合、3号認定で保育所等を利用している第2子、第3子の下の子どもの保育料は変更になりますか。

A. 多子軽減による減免は引き続き行われるため、保育料は無償化後も変更ありません。

Q. 保育所等で延長保育を利用した際に、その利用料は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。

A. 特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）を利用している方については、保育標準時間認定、保育短時間認定どちらの場合も延長保育を利用した際の利用料は無償化の対象とはなりません。

Q. 保育の必要性が認定され、認可保育所や認定こども園を利用している場合、これらの施設に加えて病児保育等を利用した場合であっても無償化の対象になりますか。

A. 特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）を保育利用している場合は、認可外保育施設等（病児保育含む）の利用は、無償化の対象とはなりません。

Q. 保育の必要性が認定され、こども園の1号認定利用と預かり保育を利用していますが、これらの施設に加えて認可外保育施設等を利用した場合、無償化の対象になりますか。

A. 利用しているこども園での預かり保育が教育時間を含めて8時間以上提供され、年間開所日数が200日以上の場合は、預かり保育以外の費用については、無償化の対象とはなりません。

Q. 利用しようとしている認可外保育施設等が無償化の対象施設かどうかを確認したい。

A. 無償化の対象となる認可外保育施設等とは、施設の所在地の市が無償化給付の対象確認を行ったものに限ります。今後、市のホームページなどで公表予定です。

Q. 企業主導型保育事業を利用していますが無償化の手続きが必要ですか。

A. 企業主導型保育事業の無償化の手続きについては、利用されている施設でご確認ください。